

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月10日(水) 午前10時00分から午前10時25分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

13番 難波 明朗 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員

22番 井上 保邦 委員 23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 2人

14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

8番 山地 康弘 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第7号 「倉敷農業振興地域整備計画」 変更に係る意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 塩見 雅子

事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 佐々木次長	<p>皆様おはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から2月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和3年2月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号21番 白神 勇 委員と議席番号22番 井上 保邦 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と、剣持副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p>

(議席番号6番 武本 章吾 委員 遅れて入室)

【 議案第1号, 1番から12番について調査票をもとに説明 】

まず5番について, 2月1日付けで申請取り下げ書が提出されました。
次に9番について, 同じく2月1日付けで申請取り下げ書が提出されました。
最後に12番について, 倉敷南地区協議会で審議したところ, 譲受人の所有農地において, 一部管理不適切な状態が認められたため, その是正がなされるまで保留, とのご意見でした。

今回の案件について, 各地区協議会でご審議いただきましたが, 5番, 9番は取り下げ, 12番は保留, その他の9件については別紙調査票のとおり, 農地法第3条第2項各号に該当しないため, 許可要件の全てを満たしているものとして, 異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが, 12番は保留, 5番と9番は取り下げ, 残す9件については, 農地法第3条第2項各号に該当しないため, 許可意見とのことですが, 皆さん, ご異議, ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということですので, 議案第1号は, 12番は保留, 5番と9番は取り下げ, 残す9件については許可と決定いたします。

続きまして, 3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明 】

中村です。説明させていただきます。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが, 3頁に1件の申請がございました。
次にこの案件についてですが, 調査結果をお手元に配付しております, 別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので, 参照してください。

【議案第2号, 調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが, 特に問題はなく許可意見とのことでした。

また, 許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして, 農地法第4条第6項各号に該当しないものとして, 許可が適当と考えます。

この1件につきまして, 地区協議会でご審議いただきましたが, 転用目的どおり施

	<p>工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の1件は、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1件は、許可と決定します。</p> <p>続きまして、4頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 中村主幹	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて9件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました9件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。</p> <p>また、許可意見とされた9件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の9件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から9番について、許可と決定します。</p> <p>続きまして、6頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局
小山主任

【 議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありました。

前回保留の案件です。

前回の総会において、賃貸人が主張する内容等について事情を詳しく確認する必要があるため、2月開催の玉島地区協議会に賃貸人を招致して事情聴取を行う旨、ご承認をいただきました。

今回、2月5日開催の玉島地区協議会において、賃貸人を招致し事情を伺いました。聴取内容につきましては、お手元に配付しております事情聴取票（賃貸人）に記載しております。

表と裏もございますので、ご覧ください。

聴取した内容は、1. 賃貸借の経緯、内容について、2. 賃借料の支払い状況について、3. 賃借人の耕作状況について、4. 賃貸人の農地返還後の利用計画について、5. その他賃貸借に関することについてです。

申請理由である、本件農地が10年以上放置され不耕作であること、賃借料の未納が継続していること、過去に賃借人側から提出された誓約書の内容が、未だ不履行であることについて、農地法第18条第2項第1号「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するとの主旨でした。

農業委員会保管の貸付地台帳に記載がある賃借人は、すでに死亡しており、書面による賃借権の相続はなされていませんが、民法において「相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定され、法定相続人は契約の履行責任を負うものとされています。

今回の案件について、玉島地区協議会でご審議いただきましたが、賃貸人が主張する内容について賃借人の相続人から弁明を求める必要があり、3月開催の地区協議会に賃借人の法定相続人を招致して、事情聴取を行うため今回は保留、とのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明がありましたが、農地法第18条の規定による許可申請は、引き続き保留とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は保留とします。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山地委員と井上委員に関係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山地委員, 井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【 議案第5号「農用地利用集積計画について」の説明 】

塩見でございます。ご説明させていただきます。

議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、まずは議案の訂正でございます。

お手元に議案訂正表をお配りしておりますが、7頁3番、 様の耕作面積167aとありますが、正しくは1,672aでございます。

また、7頁4番から11頁18番(4.5.10.11.14.16.17.18の8件)のうち 様の耕作面積151aとありますが、1,512aでございます。

大変申し訳ございません。

お詫びして訂正いたします。

それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から20頁にかけて58件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が16件、使用貸借が41件、所有権移転が1件でございます。

また、所有権移転の案件を除き、利用期間の更新は26件、更新切れを含む新規は31件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが14件、その他は個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

次に、20頁の所有権移転1番についてご説明させていただきます。

本件は農地中間管理機構が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。

この農地売買等事業は、農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡しや貸付けを行います。

この案件は、農地中間管理機構が取得した所有権を、2月25日に担い手農家へ売り渡すものでございます。

譲受人は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、農業経営に必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、58件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号は、全件承認といたします。

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。
議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、21頁をご覧ください。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

塩見です。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。
21頁をご覧ください。

老松町地区で1件の申請がありました。

特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は老松町1丁目で、被相続人と同一住所の農家世帯です。

申請農地は自宅の南方約220mの範囲に位置しております。

現地を確認したところ、3筆の田は水稻収穫後、1筆の畑は果樹を作付している状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

また、今回の調査内容について西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の1件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第6号の1件は承認と決定します。</p> <p>続きまして、22頁をご覧ください。 議案第7号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 中村主幹</p>	<p>【議案第7号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について】の説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第7号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について、でございますが、倉敷市長から令和3年1月18日付 農第1654号で意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>今回の主な変更点は、農家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。これらについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、34頁の意見書案のとおり承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、議案第7号については、34頁の意見書案のとおり回答することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>ご異議ないものと認め、意見書案のとおり回答することを決定します。</p> <p>審議案件は以上です。</p> <p>ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 劔持副主任</p>	<p>【報告第1号から第6号について報告・説明】</p> <p>劔持です。報告いたします。</p> <p>36頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、36頁から47頁にかけて24件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に48頁をお開きください。</p>

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分¹の報告について」でございますが、48頁から49頁にかけて12件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に50頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分¹の報告について」でございますが、50頁から56頁にかけて32件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に57頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが57頁から58頁にかけて7件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決²で事務処理を完了しております。

次に59頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが59頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次に60頁をお開きください。

報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、60頁に3件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和元年7月23日及び令和元年8月26日付けで農地中間管理権を取得した農地において、賃貸借権、使用貸借権が設定されたものです。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内)

事務局からは、以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は3月10日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時25分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年2月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員